

令和4年度第14回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和4年10月25日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線5048〕

① 件名
石巻市学びサポートセンターの設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月文部科学省初等中等教育局長通知）により、市区町村教育委員会は、主体的に教育支援センターの整備充実を図り、通所希望者に対する支援だけでなく、通所を希望しない者への訪問型支援、児童生徒への支援内容のコンサルテーションなど、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図ることとされている。</p> <p>【目的】 通所による支援を行ってきたけやき教室と、学校や家庭へ訪問型支援を行ってきた子どものサポートハウスを統合し、新たに相談支援の役割を加えた教育支援センター「石巻市学びサポートセンター」を設置することにより、不登校児童生徒に対する支援体制の強化を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（平成28年法律第105号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第5章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち 第2節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実 1 学校教育の充実を図る 〔第2期石巻市教育振興基本計画〕 施策目標2 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実 基本施策6 不登校児童生徒対策の充実</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和4年4月～9月 教育委員会内関係者等検討会（計4回） 9月 教育委員会第9回定例会で教育機関の設置及び廃止について決定</p>
⑤ 主な内容
<p>1 施設名称 石巻市学びサポートセンター 2 設置場所 石巻市向陽町三丁目13番7号（現 けやき教室） 3 事業内容 (1) 保護者や教職員等から学校生活に関する相談を受ける活動 (2) 集団生活に馴染めない児童生徒が通所し、学習支援等を行う活動 (3) 学校生活や学習に困難を抱え別室登校等の状況にある児童生徒、保護者及び学校への訪問支援（以下「アウトリーチ」という。）を行う活動 4 開所時間 (1) 相談活動は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時までとする。 (2) 児童生徒が通所し、学習支援等を受ける活動及びアウトリーチ活動は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後3時30分までとする。 5 組織体制 所長1人、相談支援2人、学習支援2人、訪問支援5人 合計10人 （現在は、けやき教室：所長1人、学習支援2人 子どものサポートハウス：スーパーバイザー1人、コーディネーター1人、サポーター3人）</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

適応指導教室とサポートハウスの統合により、支援に係る情報の一元化が図られ、より一層個に応じた対応が可能となるほか、相談支援機能を加えることで、支援の幅も拡大する。また、相談支援員を2名増員することで、訪問支援員が家庭訪問する時間をより確保できるほか、これまで火曜日から金曜日までの開設であったが、月曜日から金曜日までの開設することで、切れ目ない支援が可能となる。

このことによる詳細な効果は、以下のとおり

- ・様々な問題を抱える児童生徒や保護者に寄り添い、悩みに対応することで、心的リスクの軽減が図られる。
- ・不登校状態にある児童生徒、学校生活に不安を抱える児童生徒など、個々の状況に応じた学習権を保障し、保護者との連携を密にすることで、子どもの成長が図られる。
- ・児童生徒個々の実情に応じた校内支援の充実や学校と関係機関、関係機関相互の連携強化により、効果的な支援策を実施できる。
- ・通所やアウトリーチの指導員を確保することにより、学習の機会を保障するなどの一層充実した支援が期待でき、学力の向上や学校に復帰できる児童生徒の増加が見込まれる。

【市財政への負担】

事業費 26,350千円

〔財源〕令和5年度は、県補助金 6,300千円（子どものサポートハウス分）

一般財源20,050千円

※施設改修費については、1,396千円（一般財源）の見込み

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

女川町、東松島市は本市の子どもサポートハウスと同様のケアハウスを運営しているが、適応指導教室はない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年12月 市議会第4回定例会に石巻市学びサポートセンター条例（石巻市適応指導教室条例の全部改正）について提案

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

同定例会に施設改修に関する補正予算案を提案

令和5年 3月 市ホームページ及び市報にて周知

4月 事業開始

⑨その他